

令和6年度 部活動規定

部活動の目的

- (1) 学年、学級の枠を離れて、自己の個性や趣味を伸ばし、心身の錬磨、技能の向上、文化的情操の育成をはかる。
- (2) 様々な大会や行事に積極的に参加し、平素鍛錬した技能や社会的育成の成果を試すとともに、自己の向上に努める。また、運動部は中学校体育連盟に文化部は中学校文化連盟に所属し、その主催・後援の大会、コンクールに積極的に参加をする。

顧問について

- 部活動顧問については別紙
- 原則として、全教職員（校長、養護教諭等はこのぞく）が、いずれかの部を担当することをお願いする。
- 臨時部については、引率担当者としての顧問を置く（複数部兼務の場合もある）

入退部について

(1) 入部

- 1年生・・・見学期間（部活動紹介翌日から）4月23日（火）～4月26日（金）

体験入部期間 4月30日（火）、5月2日（木）

☆見学及び体験入部は17時15分までとする。

☆できる限り**体験入部**をする。

☆体験入部は、顧問の許可を取って1時間程度とする。

☆5月2日（木）までに入部届を学級担任に提出する。

5月2日（木）より正式入部とする。

※ 市内大会で優秀な成績を取り、県大会への出場が期待される場合や、人数の不足により、市内大会への出場ができない場合に限り、保護者及び職員会の承認を得ることにより、該当生徒の部活動への早期の正式入部を認める。

（活動時間については、活動上の校内規則並びに注意事項（2）を参照）

- 2・3年生・・・4月9日（火）～4月11日（木）

入部届けは期日までに学級担任に提出（毎年更新）

(2) 退部

- 途中退部の希望者については、顧問や担任がよく相談にのり、生徒の実情に応じて指導助言を行う。
- 途中退部者は必ず「退部届け」を提出する。

（退部手続きの流れ）生徒（保護者印）→担任（確認印）→部活顧問（退部届け受領）

※入部届け及び退部届けは部活顧問が保管する。

※年度途中での入退部の際は、生徒が直接、部活動担当まで取りに来る。

活動上の校内規則並びに注意事項

(1) 活動時間

- 1期(3月～8月) 放課後より午後5時45分まで(総下校6:00)
- 2期(9月) 放課後より午後5時30分まで(総下校5:45)
- 3期(10月) 放課後より午後5時00分まで(総下校5:15)
- 4期(11～1月) 放課後より午後4時45分まで(総下校5:00)
- 5期(2月) 放課後より午後5時15分まで(総下校5:30)

※活動時間の延長は、大会前など部活動顧問が必要であると判断した場合に限り、事前に部活動顧問が職朝で承認を得ることで、30分程度認められる。

(ただし、事前に保護者に連絡し、安全な下校ができるよう配慮すること。)

※1日の活動時間は、長くとも学期中の平日は2時間程度、学校の休養日は3時間程度とする。

(2) 校内練習での注意事項

- 土・日曜・祝日は指導教師がつかないかぎり、活動してはならない。(外部コーチのみの活動は不可)
- 早朝の活動については、近隣住民に配慮し、9時まで声だしや音だしなど、大きな音を出さないようにする。
- 諸種の行事、その他により、教師が部活動に行けない場合は活動しない。
- 長期休業中の活動については別途定める。
- 朝練習については、部活顧問の判断のもと、生徒の負担にならない範囲で実施しても良い。
ただし、顧問が活動現場につき、責任をもって指導する。
朝練習の活動時間は、7時30分～8時までとする(鍵の受け渡しは、7時15分から)。
特に開始時刻については、顧問が指導し、厳守させる。
- 1年生は5月の間、練習を早めにやめさせ、下校させる。
(ただし、保護者の承諾を得ている者の練習時間については、この限りではない。)
- 休日や長期休業中の練習については、よく保護者との連絡を取って活動する。

(3) 適切な休養日の設定について

○学期中は、週あたり2日以上(平日1日、土曜日および日曜日(以下「週末」という。)は1日以上。)

ただし、大会や練習の都合等により、休養日を設けることができない場合は、部活動顧問の判断で別途休養日を設ける。(その際は、連絡等で保護者の理解を得ること。また第3日曜日の振り替えは、日曜日とする。)

(4) テスト期間中(定期考査1週間前)の活動について

- テスト期間中の部活動は行わない。
- テスト後一週間以内に公式大会(中体連主催の大会・A表)がある場合で、部活顧問が必要であると判断した場合に限り、1時間程度の放課後の活動を認める。この場合、事前に部活顧問が職朝で伝達する。

(5) 大会などの引率について

- 授業日の大会の引率教員の人数は校内事情を考慮する。
- 授業日に開催される大会に引率する場合は生徒の名簿を作成する。
- 授業日の大会は、エントリー数+必要最小限の部員を引率する。

(特に2日目以降に勝ち残った場合など)

○会場や他校で、マナーを守らせる。

- ・不要物や嗜好品等の持ち込みの禁止 ・服装、髪型など ・保護者・外部コーチなどの応援態度
- ・弁当殻やゴミの始末 ・施設の破損があった場合の対応 (喫煙、駐車、ヤジなど) ・自動販売機は使用不可
- 練習試合や、校外へ出での練習の場合は、職員室外の部活動黒板に記入をすること。
- 自転車を利用して練習試合参加は、必ずヘルメットを着用し、長府、長成、木屋川校区を超えない範囲とする。
- 生徒は顧問が引率するのが原則であるが、会場準備、その他で引率が出来ない場合は保護者会やプリントなどで事前に必ず保護者に確認をとっておく。

(6) けがが起きた場合の日本スポーツ振興センターへの申請について

- 基本・・・ウォーミングアップ等を十分に行い、けがや事故の予防に留意させる。
- 練習中、大会での試合中にけがが起きた場合、「日本スポーツ振興センター」に申請する。
必要書類は以下の通り。わからないことは養護教諭に相談を。
 - ・大会参加中→出張命令簿、大会要項、生徒引率名簿 (要 校長の承認印)

(7) 部室の管理

- 部室内はもちろん、部室周辺についても常に整理整頓につとめること。
- 活動時間以外は必ず施錠し、貴重品を置かない。(鍵の管理は部活顧問で)
- 活動に必要な用具以外の不要品や私物を持ち込まない。
- 活動時間以外は部室に入出入りしない。
- 他の部活動の部室には出入りをしない。

(8) 体育館、武道場の使用について

- フロア内はもちろん、下足箱や器具庫、2Fギャラリーについても、常に整理整頓につとめること。
- 活動時間以外は必ず施錠し、必要な用具以外の不要品や私物を持ち込まない。
- 活動時間以外は出入りしない。
- 土日の体育館使用については、使用する部活動顧問の間で話し合い、決定する。

生徒の旅費について (申請方法がわからないときは部活動担当まで)

- 練習試合の交通費等は全て生徒の自己負担。
- 公式試合 (以下にあげているもの) の旅費請求はエントリー数 (ベンチ入りメンバー) 以内に限る。7名以上のJR利用は団体割引を利用すること。
- 生徒の旅費を学校に請求できるもの
 - ① 下関市中学校体育連盟主催行事 (A表)
 - ② 県新人大会 (10月)
 - ③ 市内予選を勝ち抜いて出場する山口県選手権大会、中国大会、全国大会 (ジュニアオリンピック、国民体育大会を含む)
※ただし、予選がない種目については、市内3位相当の力がある場合
- 生徒旅費の申請は、PTA事務さんに用紙をもらい、必要事項を記入する。
(会計の処理の都合上、試合後なるべく早く申請をするようお願いします。)

教員の旅費について

	教職員の参加形態 (県・史中体連主催の 公式戦で)	区分	旅費の支出	週休日等の 場合の処理	備考
A表	(1) 生徒が(1人でも)試合に出場する場合 【=引率扱い】	公務 (出張)	学校配当一般 旅費	振休 または 特勤 (第5号様式)	【振休の場合】 前4週、後8週以内、 それも無理なら、 後16週以内 (年5回まで)で 取得する。
	(2) 生徒が試合に出場せず、教職員が役員を務める場合 (生徒補助員がいる場合も含む) 【=引率扱いとしない】	公務 (出張)	中体連 (別途旅費扱い)	振休のみ	
B表	市中体連B表の大会や、各競技の連盟・協会主催、高体連、中体連専門部会の大会で平日に役員を務める場合については、従来どおり「職免」または「年休」扱いとなる。				

【注意】

(2) のケースで、補助員がいる = 学校での部活動である = 「部活動指導業務」と考える解釈は、以下により、望ましくない。

※選手引率の際にも役員や審判の依頼をされることがあるが、それは自校選手の試合が無い、「すき間時間」での手伝いを想定されており、あくまで引率業務が主であるからこそ、学校旅費が支出できる。

同様に、中体連から旅費が支給される場合は、当然、専ら、役員や審判の仕事に従事する前提での依頼であり、「その仕事と同時進行で部活動も行ったので、部活動指導業務を・・・」という考えは通りにくい。

- ・週休日等に中体連の公式戦の役員(自校の出場選手なし)を務める場合、終日勤務を基本とするが、早く終了する場合や、午後から役員を務める場合(午前から会場で待機する場合は除く)は、年休処理をすることが望ましい。
- ・プロ編に参加する場合は「職免」とする。

部員募集停止ならびに廃部等の基準

(1) 部活動のあり方

- ・練習はキャプテンを中心に、部員全体の協力の下、真剣かつ能率的に行い、時間の浪費をしないようにする。
- ・部活継続についての必要条件は、個人の部をもたない運動部では、部員が大会への出場最低人数に達していることとし、個人競技の運動部、文化部では4名以上の部員とする。

- ・部員とは、4月から、次年度4月当初の所属確認までの期間の活動に、半分以上参加している者を部員としてカウントする。
- ・新2、3年生の所属確認は4月の始業式から3日間の間に行う。(入部届け提出)
- ・新1年生の入部は、4月末の時点での入部届け受領を持って一応の最終確認とする。
- ・臨時部は、東部中学校に該当する種目がないが、学校外で定期的に練習をしており、大会参加を希望する生徒がいた場合、臨機応変に認めていく。この場合、大会引率としての顧問を1名つける。(4月の時点で、生徒に臨時部の希望確認をする。)

(2) 基準

以下の部活動は部員の募集を停止し、次年度の部活顧問を置かない。(臨時部としての顧問はのぞく)

① 1学期終了の時点で部員数が3名以下となった全ての常設部

(この時点で次年度の募集を停止し、現部員の希望(そのまま続けるか他の部へ移行か)にまかせる。)

② 個人の部をもたない運動部の部員数が、続けて出場最低人数に満たない場合。

(1学期終了時、[途中入退部がひと段落ついた段階]で判断し、次年度からの募集を停止する。)

出場最低人数・・・バスケット5名、バレーボール6名、野球9名、サッカー11名

(例) バスケットボール(出場最低人数5名の場合)

- ・新人大会の時点(3年生引退)で2年1名、1年2名となり、出場最低人数を下回る(一期目)
- ・新しく(1学期末まで)入部した者が1名以下(二期目)

この時点で次年度の募集を停止し、現部員の希望(そのまま続けるか他の部へ移行か)にまかせる。

③ その他部員減少により、次年度の活動が困難と判断された常設部。

(4月、新入生の入部を終えた段階で投げかけをし、1学期末をもって判断をし、次年度からの募集を停止する(校長、教頭、教務、部活主任、部活顧問による判断)。今後の活動については、部員の希望(そのまま続けるか他の部へ移行か)にまかせる)

④ 部活顧問を引き受けていただける教員がいない部活がでた場合や、部活を引き受けていただける教員数が部活数より少なくなった場合の措置

(以下の基準(番号は優先順位)で廃部や統合を決める。)

- 1、現部員全員が他の部への移籍に同意した部活。
- 2、卓球、テニスを男女別ではなく、合同で一つの部として1人の顧問をつける。
- 3、複数の部活で同一活動が可能な部活を探し、1つにまとめる。(例 サッカー)
- 4、臨時部へ移行可能な部活(個人の部を持つ運動部や地域で練習をしている部)。
- 5、総部員数が5名以下の部活。
- 6、部員の人数が、十分な活動人数を満たしていない部活

(十分な活動人数とは、出場最低人数×1.5+1人とする。)

※この場合があつてはならないことですが、もしあれば即、その年度から実施ということになります。

(3) 特例として臨時部扱いとなる部活動基準

- ・1学期末(新入生入部完了)の時点で募集停止条件に当てはまり、次年度の部員募集停止が決まったが、その後も試合の参加を希望する者がいる個人競技の運動部
- ・柔道部顧問が転勤等で、練習の安全性が十分に確保できなくなった場合

(4) 部員募集停止中の部活動の扱いについて

- ・上の①～④の理由で部員募集を停止した部活については、次年度の部活顧問を置かない。(臨時部として活動を希望している部については、引率顧問のみをおく)
- ただし、募集停止から5年間は休部扱いとし、次年度以降、現有部活動の妨げにならない範囲で、当該部活の顧問を希望する教員と、単独年で出場最低人数を越える(もしくは文化部では4名以上)の入部希望者が(4月末の時点で)いる場合、校長、教頭、教務、部活主任、事務、当該部活の顧問を希望する教員などで話し合い、職員会議で承認されれば復活する。(運動部については、それまでは臨時部扱いで中体連に登録だけしておく)
- 5年間を過ぎ、復活の見込みがない部活動については完全に廃部とする。

(5) 部活の新設について(考え方)

- ・部活の新設は原則として行わないが、現有部活動の妨げにならない範囲で、定期的に活動できる部活顧問と活動を行うに当たっての必要最低限の設備環境があり、団体競技の場合、出場最低人数×1.5+1名以上、個人競技、もしくは文化部では5名以上の入部希望者が(4月末の時点で)いる場合、校長、教頭、教務、部活主任、当該部活顧問を希望する教員、事務主任などの話し合いにより、考慮する。

その他

- (1) 練習を休みがちな生徒についての対応
 - 担任に活動状況を知らせ、顧問と担任の連絡を密にする。
 - 生徒への指導と共に、必要な場合には家庭に連絡をする。
 - 退部する場合には、顧問に退部届けを提出する。(管理は学級担任・退部の欄参照)
- (2) 部費を徴収する場合は、必ず事前に保護者の承諾を得る。
- (3) 飲み物については水筒にお茶を入れて持ってきてても良い。(ペットボトル不可。体育祭期間中はこの限りではない。)
- (4) 休日のスポーツ飲料については、各顧問の判断による。
- (5) 夏場の塩分補給用飴などは全面禁止とする。
- (6) 休日の部活動欠席連絡については顧問に直接連絡する。もしくは、時間を指定するなどして、顧問が職員室で責任をもって受けるようにする。
- (7) 日照時間を考慮して、登下校時間を設定する。
- (8) 休日の練習参加については、決して強制はせず、家庭や生徒の判断を尊重すること。
- (9) 連絡は職員室外の黒板やホワイトボードを利用する。
- (10) 部活動保護者会については、今年度は5月11日(土)に実施する。